

新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は集団資源回収活動（以下「集団資源回収」という。）に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効活用を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において各用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 団体 営利を目的としない自治・町内会、PTA、マンション管理組合等の市民により組織された任意団体及び市民の居住先となる社会福祉施設を運営する者。
- (2) 回収業者 団体と協働して古紙を回収する者。
- (3) 集団資源回収 団体と回収業者が協働して資源を回収する事業。
- (4) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員。

(奨励金の交付対象となる事業)

第3条 第5条に規定する登録を行った団体及び回収業者が実施する集団資源回収とする。
ただし暴力団等若しくは暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者が実施するものを除く。

(奨励金の対象品目)

第4条 家庭から排出される、新聞（折り込みチラシを含む）、雑誌・雑がみ、段ボール、牛乳パック、古繊維とする。

(市への登録)

- 第5条 集団資源回収を実施する団体は、集団資源回収活動団体登録申請書兼口座振替申込書（第1号様式）を市長に提出し登録しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは、集団資源回収活動団体登録通知書（第2号様式）を集団資源回収活動団体（以下「登録団体」という。）に交付するものとする。
 - 3 集団資源回収を実施する回収業者は、集団資源回収業者登録申請書（第3号様式）を市長に提出し登録しなければならない。
 - 4 市長は前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは集団資源回収業者登録通知書（第4号様式）を回収業者（以下「登録業者」という。）に交付するものとする。

- 5 登録団体及び登録業者は、登録事項の変更があった時、又は回収を廃止する場合は、登録事項変更・廃止届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（奨励金の額）

第6条 奨励金の額は、集団資源回収された第4条に示す品目の総回収量に、1キログラムあたり6円を乗じて求めた額とする。

なお、求めた額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 集団資源回収を実施した団体及び回収業者は、連名にて集団資源回収活動実績報告書（第6号様式）又は事前に市長の許可を得た、別表1に定める事項を記載したマイクロソフトエクセルで読み取り及び加工ができる電子データを、下記のとおり市長に提出するものとする。

	回収月	提出期限
第1期	4月分から6月分まで	7月10日
第2期	7月分から9月分まで	10月10日
第3期	10月分から12月分まで	1月10日
第4期	1月分から3月分まで	3月31日

（奨励金の交付）

第8条 市長は前条の報告があった場合、内容を審査の上、適当と認めたときは、第6条の規定により奨励金額を算出し、集団資源回収を実施した団体に奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還等）

第9条 市長は集団資源回収の実施にあたり、登録団体又は登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは登録を取り消すとともに、交付した奨励金の返還を求めることができる。

（1）不正が発覚したとき。

（2）当該要綱又はその他法令に違反し、登録の取り消し又は奨励金の返還を求めることが妥当であると判断されるとき。

（報告等）

第10条 市長は、登録団体および登録業者に対し、必要に応じ指示をし、報告を求め、また検査することができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

(巻町の編入に伴う特例)

- 2 巻町の編入の際現に巻町集団資源回収活動奨励金交付要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）第 4 条第 1 項の規定により登録している団体が巻町の編入の日前に回収した同条例別表 1 に定める品目に係る実績報告及び奨励金の交付については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 2 黒埼町の編入の日の前に、黒埼町古紙並びに空ビン集団回収事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行。以下「黒埼町実施要綱」と言う。）第 5 条の規定により登録されている団体及び平成 13 年 3 月 31 日までの間に旧黒埼町地区で登録する団体の活動については、平成 13 年 3 月 31 日までの間は、なお、黒埼町実施要綱の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 次の各号に掲げる区域の規定により登録されている団体及び平成17年3月31日までの間に各号に掲げる区域で登録する団体の活動については、平成17年3月31日までの間は、なお、当該各号に掲げる規定によるものとする。

(1) 編入前の新津市の区域 新津市有価物集団回収奨励金交付要綱(昭和60年4月1日施行)第4条

(2) 編入前の豊栄市の区域 豊栄市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱(平成6年6月1日施行)第3条

(3) 編入前の横越町の区域 横越町集団資源回収活動奨励金交付要綱(平成7年4月1日施行)第4条

(4) 編入前の亀田町の区域 亀田町集団資源回収活動奨励金交付要綱(平成9年4月1日施行)第4条

(5) 編入前の潟東村の区域 潟東村集団資源回収奨励金交付要綱(平成15年4月1日施行)第4条

附 則

この要綱は、平成17年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表 1) 報告項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・登録団体番号及び登録回収業者番号・登録団体名及び登録回収業者名・回収月及び登録番号ごとの、新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古繊維の各数量
(単位はkgとする。) |
|--|

第1号様式（第5条第1項関係）

登録No.

※この枠内は記入しないでください。

集団資源回収活動団体登録申請書

兼口座振替申込書

年 月 日

新 潟 市 長

住所

代表者 氏名

電話 ()

新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり団体登録を申請します。

記

登録事項

団体の名称			
団体の種類	自治・町内会、PTA、マンション管理組合、社会福祉施設、 その他 ()		
会員数	世帯 ・ 人		
回収業者名			
口座振替申 込兼委任状	銀行・信金・農協		本・支店
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義		

私は上記の者をもって代理人と定め、奨励金の受領に関する権限を委任いたします。

※ 口座名義については、必ず通帳の記載どおりにご記入ください。

年 月 日

様

新潟市長

（担当 ）

集団資源回収活動団体登録通知書

年 月 日付けで申請のありました集団資源回収活動団体の登録につきまして、新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱第5条第2項の規定により申請のとおり登録しましたので通知します。

なお、登録事項に変更が生じたとき、又は回収活動を廃止したときは、速やかに登録事項変更・廃止届によりその旨を届け出てください。

1 資源回収活動登録番号

登録No.

2 登録年月日

年 月 日

第3号様式（第5条第3項関係）

集団資源回収業者登録申請書

年 月 日

新 潟 市 長

資源回収業者名

住所

代表者 氏名

電話 ()

新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

1 登録事項

名称	
所在地又は 代表者の住所	
連絡先	Tel ()
回収品目	新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール等、アルミ缶、スチール缶、 あきびん、古繊維、牛乳パック
昨年度実績	回収団体数 団 体

以下の項目を確認の上、・にレを記入してください。

2 申立事項

- ・新潟市内で資源回収を継続的に行った実績があります。
- ・過去に法律、条例等に違反し、処分を受けていません。
- ・暴力団（新潟市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となると認められる行為は行いません。また、自己又は自己の団体の役員等は、暴力団、暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。
- ・登録に当たり、又は登録した後に、新潟市が必要と認めた場合は、この登録が暴力団の利益となるかどうかの確認のため、申請書に記載されている情報について新潟県警察本部に照会がなされることがあることに同意します。また、当該照会に関し、役員等の名簿の提出を求められた場合は指定された期日までに提出します。

3 誓約事項

- ・廃棄物の適正かつ長期的な資源化に協力し、集団資源回収にあたっては、誠実、親切かつ適切に対応をいたします。

第4号様式（第5条第4項関係）

年 月 日

様

新潟市長

（担当 ）

集団資源回収業者登録通知書

年 月 日付けで申請のありました集団資源回収業者の登録につきまして新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱第5条第4項の規定により申請のとおり登録しましたので通知します。

なお、登録事項に変更が生じたとき、又は回収業務を廃止したときは、速やかに登録事項変更・廃止届によりその旨を届け出てください。

1 資源回収業者登録番号

登録No.

2 登録年月日

年 月 日

第 5 号様式（第 5 条第 5 項関係）

登録事項変更・廃止届

年 月 日

新 潟 市 長

（登録No.）

（登録団体名）

代表者住所 〒

代表者氏名

代表者電話 （ ）

（登録業者名）

新潟市集団資源回収活動奨励金交付要綱第 5 条第 5 項の規定により、登録事項を変更・廃止しましたので届けます。

・変更項目のみ記入

	変 更 前		変 更 後	
団体名				
団体の種類				
代表者氏名				
住 所				
連絡先				
会員数				
金融機関名				
支店名				
口座番号	普通・当座		普通・当座	
フリガナ				
口座名義				

私は上記の者をもって代理人と定め、奨励金の受領に関する権限を委任します。

※ 変更のある事項のみご記入ください。

※ 口座名義については、肩書等も含めて必ず通帳の記載のとおりに記入してください。

新 潟 市 長

年 月 日

登録No.	登録No.
団体名	回収業者名
代表者住所	住 所
氏名	代表者名
電話	電話番号

記

資源回収明細（ 記 年 月 日引取分）											
品目		数 量	単 価	金 額							
新聞・チラシ		kg	円								円
段ボール		kg	円								円
雑 誌		kg	円								円
牛乳パック		kg	円								円
古繊維		kg	円								円
スチール缶		kg	円								円
アルミ缶		kg	円								円
空 き び ん		kg	円								円
		kg	円								円
		kg	円								円
		kg	円								円
	空きびん合計		kg								
		kg	円								円
		kg	円								円
		kg	円								円
		kg	円								円
合 計		kg	円								円
奨励金対象品目 合計		kg	※二重線枠内は記入しないでください。								